

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日の翌日)

## 目 次

### ◇規 則 鳥取県公報発行規則 (広報文書課)

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則 (労政・能力開発課)

鳥取県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則 (〃)

鳥取県職業訓練受講奨励資金貸与規則の一部を改正する規則 (〃)

鳥取県団体営土地改良事業助成条例施行規則を廃止する規則 (耕地課)

公布された規則のあらまし

### ◇鳥取県公報発行規則

#### 一 趣旨 (第一条関係)

この規則は、鳥取県公報 (以下「公報」という。) の発行に  
関し必要な事項を定めるものとした。

### 二 登載事項 (第二条関係)

公報には、次の事項を登載することとした。

(一) 条例

(二) 知事が制定する規則及び訓令

(三) 知事以外の県の執行機関及び県議会が制定する規程で、  
(二)に準ずるもの

(四) 県の執行機関及び県議会が行う告示及び公告

(五) その他知事が特に必要と認めた事項

### 三 発行種別 (第三条関係)

1 公報は、定期及び号外の二種とすることとした。

2 定期の公報は、毎週火曜日及び金曜日に発行することとし  
た。ただし、その日が鳥取県の休日に当たるときは、その直  
後の休日でない日に発行することとした。

3 2にかかわらず、十二月二十九日から翌年の一月七日まで  
の間は、定期の公報の発行を休止することとした。

4 号外の公報は、法令等により公示する期日が指定されてい  
るもの、緊急に公示する必要があるものその他知事が特に必  
要と認めたものを登載するため、必要に応じて随時発行する  
こととした。

四 公報の閲覧 (第四条関係)

公報は、県庁内の適当な場所に備え置いて一般の閲覧に供す  
ることとした。

五 送付 (第五条関係)

公報は、次に掲げる箇所及び六の1により購読する者に送付することとした。

- (一) 本庁各部
- (二) 各<sup>か</sup>府
- (三) 企業局
- (四) 県教育委員会事務局
- (五) 県選挙管理委員会事務局
- (六) 県人事委員会事務局
- (七) 県監査委員事務局
- (八) 県警察本部
- (九) 県地方労働委員会事務局
- (十) 県議会議員及び県議会事務局
- (十一) 境港管理組合
- (十二) 各市町村及び各市町村議会
- (十三) 各都道府県及び各都道府県議会
- (十四) その他知事が必要と認めた箇所

六 購読（第六条関係）

- 1 公報は、期間を定めて購読することができることとした。
- 2 公報を購読しようとする者は、購読を開始しようとする月の前月の二十日までに鳥取県公報購読申込書により知事に申し込まなければならないこととした。
- 3 公報を購読することとしていた期間の満了前に購読を中止しようとする者は、あらかじめ、鳥取県公報購読中止届によ

七 購読料金（第七条関係）

りその旨を知事に届け出なければならないこととした。

- 1 公報の購読料金（以下「料金」という。）は、一部につき月額二千円とすることとした。
- 2 料金は、納入通知書により、購読する期間内の各月分を一括して納付しなければならないこととした。
- 3 六の3による届出をした者については、既に納付した料金のうち公報の購読を中止した月の翌月以降の分を還付するものとする事とした。

八 雑則（第八条関係）

この規則に定めるもののほか、公報の発行に関し必要な事項は別に定めることとした。

九 施行期日等

- 1 この規則は、平成五年四月一日から施行することとした。
- 2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則

一 次の普通課程の普通職業訓練の訓練科を新設することとした。（第二条関係）

訓練を行う専門校	訓練科	訓練生定員	訓練期間
県立倉吉高等技術専門校	コンピュータ制御科	二〇人	一年
県立米子高等技術専門校	キャドシステム科	二〇人	一年

二 次のとおり養成訓練及び能力再開発訓練の訓練科を普通職業訓練の訓練科に改めることとした。(第二条関係)

訓練を行う専門校		現 行		改 正 後	
養成訓練		能力再開発訓練		普通職業訓練	
県立倉吉 高等技術 専門校	自動車整備科 (一五人)	普通課程	職業転換課程	自動車整備科 (一五人)	普通課程
	土木測量科 (二〇人)	専修訓練課程		土木測量科 (三〇人)	専修訓練課程
	O A事務科 (二〇人)			O Aシステム科 (三〇人)	
県立米子 高等技術 専門校	自動車整備科 (四〇人)	建 築 科 (二〇人)	建 築 科 (二〇人)	自動車整備科 (四〇人)	建 築 科 (二〇人)
	総合建設科 (二〇人)			総合建設科 (二〇人)	
	服飾ビジネス科 (二〇人)		服飾ビジネス科 (二〇人)	デザイン科 (二〇人)	
	O A事務科 (二〇人)			O A事務科 (二〇人)	

三 知事が別に訓練科等を定めることができる職業訓練は、短期課程の普通職業訓練とすることとした。(第一条関係)

四 夏季休業日を八月一日から同月十七日までとすることとした。(第四条関係)

五 1 この規則は、平成五年四月一日から施行することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県団体営土地改良事業助成条例施行規則を廃止する規則

- 一 鳥取県団体営土地改良事業助成条例施行規則は、廃止することとした。
- 二 一の規則は、平成五年四月一日から施行することとした。
- 三 補助金の実績報告書に係る経過措置を講ずることとした。

規 則

鳥取県公報発行規則をここに公布する。

平成五年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十号

鳥取県公報発行規則

鳥取県公報発行規則（昭和二十五年八月鳥取県規則第五十三号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、鳥取県公報（以下「公報」という。）の発行に関し必要な事項を定めるものとする。

（登載事項）

第二条 公報には、次の事項を登載する。

- 一 条例
- 二 知事が制定する規則及び訓令
- 三 知事以外の県の執行機関及び県議会が制定する規程で、前号に掲げるものに準ずるもの
- 四 県の執行機関及び県議会が行う告示及び公告
- 五 その他知事が特に必要と認めた事項

（発行種別）

第三条 公報は、定期及び号外の二種とする。

2 定期の公報は、毎週火曜日及び金曜日に発行する。ただし、その日が休日（鳥取県の休日）を定める条例（平成元年三月鳥取県条例第五号）第一条第一項に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その直後の休日でない日に発行する。

3 前項の規定にかかわらず、十二月二十九日から翌年の一月七日までの間は、定期の公報の発行を休止する。

4 号外の公報は、前条各号に掲げる事項のうち、法令等により公示する期日が指定されているもの、緊急に公示する必要があるものその他知事が特に必要と認めたものを登載するため、必要に応じて随時発行する。

（公報の閲覧）

第四条 公報は、県庁内の適当な場所に備え置いて一般の閲覧に供する。

（送付）

第五条 公報は、次に掲げる箇所及び次条第一項の規定により購読する者に送付する。

- 一 本庁各部

二 各かい 業局

四 県教育委員会事務局

五 県選挙管理委員会事務局

六 県人事委員会事務局

七 県監査委員事務局

八 県警察本部

九 県地方労働委員会事務局

十 県議会議員及び県議会事務局

十一 境港管理組合

十二 各市町村及び各市町村議会

十三 各都道府県及び各都道府県議会

十四 その他知事が必要と認めた箇所

(購読)

第六条 公報は、期間を定めて購読することができる。

2 前項の規定により公報を購読しようとする者は、購読を開始しようとする月の前月の二十日までに鳥取県公報購読申込書(様式第一号)により知事に申し込まなければならない。

3 公報を購読することとしていた期間の満了前に購読を中止しようとする者は、あらかじめ、鳥取県公報購読中止届(様式第二号)によりその旨を知事に届け出なければならない。

(購読料金)

第七条 公報の購読料金(以下「料金」という。)は、一部につき月額二千円とする。

2 料金は、納入通知書により、購読する期間内の各月分を一括して納付しなければならない。

3 前条第三項の規定による届出をした者については、既に納付した料金のうち公報の購読を中止した月の翌月以降の分を還付するものとする。

(雑則)

第八条 この規則に定めるもののほか、公報の発行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取県公報発行規則第六条第四項の規定により提出されている鳥取県公報購読申込書は、改正後の鳥取県公報発行規則第六条第二項に規定する鳥取県公報購読申込書とみなす。

様式第1号 (第5条関係)

鳥取県公報購読申込書

職 氏 名 殿

下記のとおり鳥取県公報を購読したいので申し込みます。

年 月 日

申込者 郵便番号 □□□□-□□□□

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び  
代表者の氏名)

㊤

電話番号

記

購読期間	年 月 日から 年 月 日まで
購読部数	部
送付先	□□□□-□□□□

様式第2号 (第5条関係)

鳥取県公報購読中止届

職 氏 名 殿

年 月 までで鳥取県公報の購読を中止したいので届け出ます。

年 月 日

届出者 郵便番号 □□□□-□□□□

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び  
代表者の氏名)

㊤

電話番号

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成五年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 臣 次

鳥取県規則第二十一号

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

鳥取県訓練手当支給規則（昭和四十二年三月鳥取県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「公共職業訓練施設」を「公共職業能力開発施設」に改め、同条第二項中「つこうとする」を「就こうとする」に、「ついでに」を「就いては」に、「公共職業訓練施設」の「公共職業能力開発施設」を「公共職業能力開発施設」の「短期課程（職業に必要な相当程度の技能及びこれに関する知識を習得させるためのものに限る。）の普通職業訓練」に改める。

第六条第三項中「公共職業訓練施設」を「公共職業能力開発施設」に改める。

様式第一号その一中

③ 訓練施設の種類 職業訓練の長の確認		④ 訓練施設の種類 職業訓練の長の確認	
(1) 訓練の別	公共職業訓練	職場適応訓練	家事サービス 職業訓練
(2) 訓練期間		(3) 訓練科目又は 訓練職種	
(4) 訓練受給指 示の根拠	規則第3条第1項第 号	規則第3条第2項	
(5) 雇用保険金等受給資格の有無	有・無		
種 類	雇用保険給 付金（障害 給付金）	失業給付 金（傷病 給付金）	失業給付 金（傷病 給付金）
有・無			
金 額			
受給期間			

上記のとおり進達します。

職業訓練を行う施設の所在地  
職業訓練の長の職氏名

印

⑤ 訓練施設の種類 職業訓練の長の確認		⑥ 訓練施設の種類 職業訓練の長の確認	
(1) 訓練の別	公共職業訓練	職場適応訓練	家事サービス 職業訓練
(2) 訓練期間		(3) 訓練科目又は 訓練職種	
(4) 訓練受給指 示の根拠	規則第3条第1項第 号	規則第3条第2項	
(5) 雇用保険金等受給資格	有・無		
種 類	雇用保険給 付金（障害 給付金）	失業給付 金（傷病 給付金）	失業給付 金（傷病 給付金）
有・無			
金 額			
受給期間			
雇用保険法による特別一時金の給付	有・無		
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

上記のとおり進達します。

訓練を行う施設の所在地  
訓練を行う施設の長の職氏名

印





鳥取県立 米子高等 技術専門 校	普通職業 訓練	普通課程	自動車整備科 総合建設科 キャドシステム科 デザイン科 OA事務科	四〇人 二〇人 二〇人 二〇人 二〇人	二年 一年 一年 一年 一年
---------------------------	------------	------	---	---------------------------------	----------------------------

第二条第二項中「向上訓練その他の職業訓練で臨時に行うものの訓練課程及び」を「短期課程の普通職業訓練の」に改める。

第四条第一項第四号を次のように改める。

四 夏季休業日 八月一日から同月十七日まで

附 則

1 この規則は、平成五年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の鳥取県立高等技術専門校規則の規定に基づき行われた鳥取県立米子高等技術専門校の自動車整備科に係る普通課程の養成訓練は、改正後の鳥取県立高等技術専門校規則の規定に基づき行われた同校の自動車整備科に係る普通課程の普通職業訓練とみなす。

鳥取県職業訓練受講奨励資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成五年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十三号

鳥取県職業訓練受講奨励資金貸与規則の一部を改正する規則

鳥取県職業訓練受講奨励資金貸与規則（昭和六十二年九月鳥取県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「公共職業訓練施設」を「公共職業能力開発施設」に改める。

第二条第二号を次のように改める。

二 公共職業能力開発施設 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十六条第一項又は第二項の規定により設置された公共職業能力開発施設

第四条第二号を次のように改める。

二 公共職業能力開発施設を行う次のいずれかの職業訓練を受講する者であること。

イ 普通課程の普通職業訓練

ロ 短期課程（職業に必要な相当程度の技能及びこれに関する知識を習得させるためのものに限る。）の普通職業訓練（以下「短期訓練」という。）のうち、次のいずれかに該当するもの

(1) 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）別表第四の訓練科の欄に掲げる訓練科に係るものその他訓練期間が二月以上で、かつ、訓練時間が百五十時間以上のもの

(2) 自動車運転科に係るもの

ハ 専修訓練課程の普通職業訓練

ニ 専門課程の高度職業訓練

第十五条第一項第一号中「公共職業訓練施設若しくは職業訓練大学校」を「公共職業能力開発施設若しくは職業能力開発大学校」に改める。

第十八条第二号を次のように改める。

二 公共職業安定所長の指示により公共職業能力開発施設を行う第四条第二号イからハまでに掲げる職業訓練(短期訓練にあつては、訓練期間が六月以上のものに限る。)を受講する者であること。

様式第一号中

在校 公共 職業 訓練 施設	立 立 立	所在地	施設名	職業訓練 の種類
			課程	
				1 養成訓練
				2 能力再開発訓練

を

在校 公共 職業 能力 開発 施設	立 立 立	所在地	施設名	職業訓練 の種類
			課程	
			1 普通職業訓練 (1)普通課程 (2)短期課程 (3)専修訓練課程	
			2 高度職業訓練	

に改める。

様式第五号中「公共職業訓練施設名」や「公共職業能力開発施設名」を「公共職業訓練施設等」や「公共職業能力開発施設等」に改める。  
様式第六号から様式第十号までの規定中「公共職業訓練施設名」を「公

共職業能力開発施設名」に改める。

附 則

この規則は、平成五年四月一日から施行する。

鳥取県団体管土地改良事業助成条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成五年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十四号

鳥取県団体管土地改良事業助成条例施行規則を廃止する規則

鳥取県団体管土地改良事業助成条例施行規則(昭和四十二年十月鳥取県規則第四十八号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成五年四月一日から施行する。

(補助金の実績報告に係る経過措置)

2 この規則の施行の日前に鳥取県団体管土地改良事業助成条例(昭和四十二年三月鳥取県条例第三号)の規定により交付された補助金に係る鳥取県補助金等交付規則(昭和三十二年四月鳥取県規則第二十二号)第十八条の実績報告書については、なお従前の例による。